平成２４年（フ）第９０号
福島県二本松市表１丁目561番地６　ベルメゾンＢＢ２―203号
債務者　石垣まみ子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３９９号
神奈川県小田原市栢山3438番地
債務者　大野　康宏
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３６２号
福岡市博多区浦田１丁目11番11―201号
債務者　前田　新平
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵322―１
債務者　松倉八重子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９４号
福岡市東区奈多１丁目12番60―803号
債務者　明石　　亮
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９５号
福岡市東区奈多１丁目12番60―803号
債務者　明石　　緑
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７０６号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目22番９号エミネンス南里Ⅱ203号
債務者　米田健志郎
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２２号
福岡市南区折立町８番20―105号
債務者　國分　五郎
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４１号
福岡市博多区千代５丁目11番20―708号
債務者　平田　裕二
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８４号
福岡県宗像市日の里９丁目31番地16
債務者　加藤　隆介
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２４号
福岡市博多区浦田１丁目４番１―304号
債務者　渡邉　祥子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６４号
福岡市東区松田３丁目23番18号
債務者　宮国　寛之
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６５号
福岡市東区松田３丁目23番18号
債務者　宮国　勝代（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８２号
福岡市城南区宝台団地２番106号
債務者　森山　重喜
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８５号
福岡市南区塩原４丁目19番３―301号
債務者　松尾理津子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９１号
福岡県福津市花見が浜１丁目３番１号
債務者　金子　晴美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６６号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目３番６号
債務者　高本シズ子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９４号
福岡市西区石丸２丁目11番７号
債務者　安田　正文
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部